

平成 30 年 4 月 9 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見について

今般、標記政令等（案）（平成 30 年 3 月 9 日公表）に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	銀行法施行規則 第1条の3の3柱書	「当該預金者に係る識別符号等を取得して行うもの」とは、電子決済等代行業者がインターネットバンキングのID・パスワードを預金者から預かって実施する、いわゆるスクリーン・スクレイピングを指すと理解してよいか。	確認のため
2	銀行法施行規則 第1条の3の3	電子決済等代行業登録を行っている事業者であっても、ある銀行との間では、本条各号に規定する行為しか行っていない場合、当該銀行との間では電子決済等代行業に係る契約締結義務は生じないと理解してよいか。また、電子決済等代行業者の行う行為が、本条各号に該当するか否かについては、一義的に電子決済等代行業者が判断するものであると理解してよいか。	確認のため
3	銀行法施行規則 第1条の3の3	銀行が自行の顧客に対して、預金業務や為替業務の一環として、その業務範囲の中で行う行為については、本条の規定に拘らず、電子決済等代行業に該当しないことを確認したい。	確認のため
4	銀行法施行規則 第1条の3の3第1号	定期的に行われる支払が「特定の者」を対象としているか否かの判断は、銀行に送金指図を伝達する側にて判断するものであることを確認したい(銀行側で判断することは困難)。	確認のため
5	銀行法施行規則 第1条の3の3第1号	「定期的な支払」とは、年次、月次、日次など、予め支払いの時期やサイクルが定められている支払いと理解してよいか。 また、「定期的な支払」において、例外的に予め定められている時期やサイクルとは異なる支払いが生じる(もしくは支払いが生じない)場合であっても、これは「定期的な支払」の範疇にあると理解してよいか。	確認のため
6	銀行法施行規則 第1条の3の3 第2号	「当該預金者」とは、「預金者」本人のみを指し、代理人、使者、委託を受けた者等、実質的に預金者と同一視できる者は含まれないという理解でよいか。 また、「当該預金者に対する送金」とは、「預金者」が保有する銀行口座から、他の銀行の預金者名義の口座に送金する行為を指すものであるという理解でよいか。	確認のため
7	銀行法施行規則 第1条の3の3第3号	公立学校や、地方競馬等の運営主体が地方公共団体である公営競技は、本号の「地方公共団体」の範疇に入ると理解してよいか。	確認のため
8	銀行法施行規則 第1条の3の3第4号	「商品の売買契約又は役務の提供に係る契約に係る債務の履行」には、以下のものが含まれると理解してよいか。 貸金業者への返済、保険料支払、証券会社・先物取引業者・仮想通貨交換業者、電子マネーへの入金、非営利団体への寄付、日本中央競馬会への代金支払い	確認のため

No.	該当箇所	意見等	理由等
9	銀行法施行規則 第1条の3の3第4号	「契約の締結の媒介を業とする」いわゆるECモール企業が、為替取引を行うことの指図を伝達するとともに、仮に当該指図の伝達により蓄積されるデータを、同社のマーケティング等の目的で利活用していたとしても、同社の指図を伝達する行為は本条に該当すると理解してよいか。	確認のため
10	銀行法施行規則 第1条の3の3第4号	「契約の締結の媒介」から、「当該履行に係る為替取引を行うことの指図(略)の伝達により行う媒介」を除外しているのはなぜか。	確認のため
11	銀行法施行規則 第34条の64の9第2項	電子決済等代行業再委託者は、電子決済等代行業者には該当しない(したがって登録等は不要)という理解でよいか。	確認のため
12	銀行法施行規則 第34条の64の9第2項	但し書き以下で、電子決済等代行業再委託者の委託を受けて行う場合は、銀行を介して明らかにすることが可能となっている。ここで銀行が明らかにする場合においては、銀行と契約関係にある電子決済等代行業者に関する情報のみで足り、電子決済等代行業再委託者に関する情報を明らかにすることは求められないことを確認したい。	確認のため
13	銀行法施行規則 第34条の64の9第2項	但し書き以下の、銀行を介して明らかにする場合において、電子決済等代行業者側で明らかにする情報の内容に変更が生じた場合、銀行は、電子決済等代行業者からの通知後、合理的な時間に自行ウェブサイト等の情報を更新すれば足り、即時の更新までは求められないとの理解でよいか。	確認のため
14	銀行法施行規則 第34条の64の9第2項	但し書き以下の、銀行を介して明らかにする場合において、銀行は、電子決済等代行業者のウェブサイト上における当該情報掲載箇所へのリンクを提供する方法も認められると解してよいか。	確認のため
15	銀行法施行規則 第34条の64の9第2項	但し書き以下の、銀行を介して明らかにする場合において、銀行が採るべき方法は、但し書き前に定められた電子決済等代行業者の採る方法と同様であると理解してよいか。	確認のため

No.	該当箇所	意見等	理由等
16	銀行法施行規則 第34条の64の9第3項2号	電子決済等代行業者が預金者等からの委託にもとづいて定期的に銀行から法第2条第17項第2号に規定する情報を取得し、自社のデータベースに蓄積している場合、第三者が当該データベースにアクセスするたびに銀行から法第2条第17項第2号に規定する情報を取得することがなかったとしても、当該データベースを利用することにより定期的に情報を取得することを委託していることから、当該データベースにアクセスする第三者は「電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者」に該当するという理解でよいか。 データベースへのアクセスのたびに銀行から情報を取得するか定期的に取得するかは、データの連携のタイミングが異なるだけであって、情報の適正な取扱いや安全管理の必要性は同じであるから、同じように扱うべきと考えられる。	確認のため
17	銀行法施行規則 第34条の64の9第4項第2号	利用者が支払うべき手数料等は、利用者から電子決済等代行業者に支払うべき手数料等を意味し、別途銀行に支払う手数料の記載は必要ないと解してよいか。	確認のため
18	銀行法施行規則 第34条の64の9第4項第6号	「参考となると認められる事項」の具体例をお示しいただきたい。	明確化のため
19	銀行法施行規則 第34条の64の10	但し書き以下で、再委託者から委託を受けて行う場合には、銀行を介して誤認防止の情報提供を行うことが可能となっている。この点、ここで銀行が行う情報提供は、あくまで、当該電子決済等代行業者の業務は銀行の営むことではないことのみであり、再委託者の業務についての記載は求められないことを確認したい(再委託者の実態把握は実務上困難)。	明確化のため
20	銀行法施行規則 第34条の64の11	電子決済等代行業者(銀行を介して通知を行う場合は銀行)は、「為替取引の結果の通知」として、銀行のインターネットバンキングの取引履歴や通帳記帳等での確認を求める旨の通知等、能動的な行為をすれば、預金者による通知受信の確認や、その後の、最終的な着金の成否の通知(実務上困難)は求められないと理解してよいか。 また、銀行を介して通知を行う場合に、銀行は、①電子決済等代行業者経由の取引と直接取引とを区別した表示形式、②電子決済等代行業者の通知義務を履行するものであることの表示、までは求められないと理解してよいか。	確認のため

No.	該当箇所	意見等	理由等
21	銀行法施行規則 第34条の64の16	「電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項」(法第52条の61の10第2項第2号には、電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い等が規定)を規定することが求められているのは、情報の漏えい等が起こらないようにするためのものであって、電子決済等代行業再委託者(あるいは電子決済等代行業者)のサービスによって利用者に提供されるに至った情報であっても電子決済等代行業再委託者(あるいは電子決済等代行業者)が当該情報を保有する限りはこれらの措置が不要となるわけではないという理解でよいか。 法第2条第17項第2項において、電子決済等代行業の定義として、「当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること」とあることをもって、提供された後は適正な取扱いや安全管理のための措置が不要になるわけではないという理解でよいか。	確認のため
22	銀行法施行規則 第34条の64の16	電子決済等代行業者は電子決済等代行業再委託者との間で、「利用者の情報の適切な取扱い及び安全管理」等について契約締結を義務付けられていないという理解でよいか。	確認のため
23	銀行法施行規則 第34条の64の16	電子決済等代行業者と銀行の間に複数の契約が存在する場合、本条に定める事項は、個々の契約に盛り込む必要はなく、別途、包括的な覚書等を交すことで足りると解してよいか(法第52条の61の10第2項についても同様に確認したい)。	確認のため
24	銀行法施行規則 第34条の64の16	本条では、銀行と電子決済等代行業者との間の契約で、「当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置」に関して定めるよう求めているが、あくまで契約期間中について定めれば足り、契約終了後の措置についてまで定めることまでは求められないと解してよいか(契約終了後に実効性あるかたちで銀行が何等かの措置を行うことは困難。法52条の61の10第2項第2号についても同様に確認したい)。	確認のため

No.	該当箇所	意見等	理由等
25	銀行法施行規則 第34条の64の18	本条のいう「基準」とは、法第52条の61の11第1項において「契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準」とされている。したがって、当該基準の作成・公表は、改正銀行法施行後、同法に則った契約を締結する前までに行われていなければならないことを確認したい。	確認のため
26	銀行法施行規則 第34条の64の19	本条各号に掲げられた措置や体制は、具体的にどのようなものを想定しているか示していただきたい。	確認のため
27	銀行法施行規則 第34条の64の2第2項	銀行は、法10条第2項「その他の銀行業に付随する業務」として、監督指針(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2/中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2)に掲げられた4要件を満たす行為であれば、電子決済等代行業を行うことができると理解してよいか。	確認のため
28	銀行法等ガイドライン2-2	契約の条件の確定又は締結をもって経済的対価を受領するもの、経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高に連動するとの事実があるもの等、であったとしても、契約の締結の代理又は媒介に至らない行為である場合(例えば、委託先/委託元の費用対効果の観点から上記のような経済的対価の受領方法を選択していたとしても、主要行等向けの総合的な監督指針VIII-3-2-1-許可の要否(3)②にある行為、サービス提供者のウェブサイト上に銀行のサービスの広告を掲載するのみの場合などで、契約の締結の代理又は媒介に至らない行為のみを行うようにする措置を講じていると認められる場合など)については、銀行代理業に該当しないとの理解でよいか。	確認のため
29	電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等	「2. 添付書類」(1)①(P2)に「定款の目的に、電子決済等代行業に係る業務が定められているか」とあるが、具体的にはどのような記載が必要か。 例えば、定款に「電子決済等代行業」が明文化される必要があるのか。それとも電子決済等代行業に当たる行為(例:代金回収、収納代行等)が明文化されていれば事足りるのか。	確認のため
30	電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等	「Ⅱ.登録審査に当たっての留意事項」の3段落目(中程(P4))に「(前略)電子決済等代行業者単独では、その行う電子決済等代行業に必要な水準を満たすことができない部分があったとしても、当該業務を行うにあたって連携・協働する銀行においてその部分を分担する場合には、必要な水準を満たすものと判断する。」とあるが、これは金融機関側が認めた場合ということであり、金融機関側に分担を求めるものではないという理解でよいか。	確認のため